開　議　　午前１０時００分

○議長（小松則明君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本定例会に上程されている議案採決につきましては、電子採決システムにより行います。

――――――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――――――

日程第１　報告第１１号　損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君）　日程第１、報告第11号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　報告第11号損害賠償額の専決処分の報告について御説明いたします。

専決処分書をお開きください。

物損事故に係る損害賠償額について、地方自治法第180条第１項及び大槌町長専決条例第２条第２号の規定により、下記のとおり専決処分する。

１、損害賠償の相手方。町外在住の個人。

２、損害賠償の額。５万710円。

３、示談の内容。損害賠償の額を上記２のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

４、損害賠償の原因。令和５年８月17日午後３時頃、大槌町吉里吉里二丁目４番１号、吉里吉里小学校敷地内において、除草作業中の飛び石により相手方の車両のリアガラスの損害を及ぼしたものであります。

専決処分日は、令和５年９月19日であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第11号を終わります。

――――――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――――――

日程第２　報告第１２号　大槌町地域防災計画の修正に係る報告について

○議長（小松則明君）　日程第２、報告第12号大槌町地域防災計画の修正に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君）　報告第12号大槌町地域防災計画の修正に係る報告について御説明申し上げます。

大槌町地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき、町の防災会議に修正内容を諮るもので、本年６月29日に開催いたしました大槌町防災会議において審議を行い、御了承いただいたものとなります。

本年の大槌町地域防災計画の修正点は、岩手県地域防災計画に合わせた修正、当町の課題解決のために修正するもの、現状を踏まえた修正の大きく３つに分類されます。

１つ目の、岩手県地域防災計画に合わせた修正ですが、国が修正した防災基本計画を参考に、岩手県が本年３月に地域防災計画の修正を実施しております。また、国は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正を行いましたので、それに伴い、県も推進計画を修正いたしました。県の推進計画は、地域防災計画の地震・津波災害対策編に含まれているため、その部分が修正となっています。町の推進計画も同様に、地域防災計画の地震・津波災害対策編に含まれているため、その部分の修正を行いました。

２つ目の、当町の課題解決のために修正するものとしましては、新たな津波浸水想定区域の公表に伴う意見交換会等で町民からの意見を基に、車での避難について記載したものになります。内容としては、津波避難時においては原則徒歩避難としますが、１つ目として、徒歩の避難が困難な避難行動要支援者とその支援者の車避難を容認すること。２つ目として、新型コロナウイルス感染症対策やペットとの避難などを理由にやむを得ず自動車で避難をする場合は、交通渋滞を回避するため、大槌川及び小鎚川の上流にある避難施設に限り、自動車避難を容認することを記載しました。

３つ目の、現状を踏まえた修正としましては、大槌町津波避難計画との整合性を取るための修正及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による補助率かさ上げのために必要となる、大ケロの津波避難施設の整備事業を地震・津波災害対策編の推進計画に記載した内容となっております。

なお、防災会議委員に対しては会議開催前に修正案をお示しし、様々な御意見をいただいた上で計画に反映させていただきました。

以上、大槌町地域防災計画の修正について、報告を終了いたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第12号を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第３　報告第１３号　健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君）　日程第３、報告第13号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　報告第13号健全化判断比率の状況の報告について説明いたします。

別紙、令和４年度健全化判断比率の状況をお開きください。

左上段を御覧ください。実質赤字比率、該当ありません。連結実質赤字比率、該当ありません。実質公債費比率12.5％。将来負担比率、該当ありません。資金不足比率、該当ありません。一般会計、特別会計は赤字決算ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、普通交付税の増額等により前年比0.2ポイント減の12.5％となっております。将来負担比率については基金積立金を充当することで該当なしとなります。公営企業に係る資金不足比率についても赤字決算の会計ではありませんので、該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率についてはいずれも基準を上回るようなものはなく、問題ないものであります。

以上、報告いたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第13号を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第４　議案第５３号　公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定について

○議長（小松則明君）　日程第４、議案第53号公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第53号公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定について御説明申し上げます。

次ページを御覧願います。

本条例は、公布手続に不備のあった条例46件のうち、実際に公布した日より未来の施行期日である条例３件を除く43件について、第１条から第43条において各条例の附則で定める施行期日及び適用日を改正しようとするものであります。

第１条は、大槌町表彰審査委員会設置条例の一部改正であります。改正前の附則、「この条例は公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する」とあるものを、改正後は、「この条例は公布の日（令和３年11月２日）から施行し、令和２年４月１日から適用する」と改めるものであります。以下、第43条まで各条例において、改正前の施行期日を改正後は実際に公布した日に改めるとともに、適用日を規定し、各条例を遡及適用するものであります。附則により、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　この公布手続に不備については、一般質問でもお尋ねしました、遡及するための条例の提案ですけれども、透明性を図るためにも行政手続法とか、そういうところの関係も視野に入れるような対応すべきではないかと考えます。遡及できるとすれば、改めてその根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（小松則明君）　お分かりでしょうか。できる根拠ということです。遡及できる根拠です。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　今回、公布手続に不備のあった条例を遡及適用するに当たって、第三者委員会のほうに各条例において町民への利益不利益の分析等も含めて審査して、答申等をいただきました。その中で、第三者委員会のほうからは憲法に反するような遡及適用というのは認められないというのが、まず原則論であるということ、それから、今回の条例の遡及適用に当たっては、公共の福祉のために公平に、公平性を担保した各制度であるということに基づいて、各条例がまず制定されているというところを鑑みて、遡及適用しても町民に対する不利益というのは、まず公平性の観点からは許される範囲であるといった答申を受けて、遡及適用ができるというふうに判断しているものでございます。

なので、これまでも様々な条例の制定に当たって、町民のサービスをするに当たって、遡及適用してきている条例等々あるわけですけれども、そういったところについては、

やはり町民への公共の福祉の提供といった観点から制度設計をして条例を制定しているというものでございます。なので、今回公布手続の不備にあった条例についても公共の福祉の観点で、住民に対して必要な制度であるということでありますので、後づけではありますけれども、条例の根拠を持った制度設計になるように、遡及適用するというふうに判断しているものでございます。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　その点については、一般質問でも総務課長からの答弁で私も理解しています。この件について私もいろいろ調べました。議会の議決などに異議がある場合、首長が議会に対して審議の、議決のやり直しを求める制度として再議、再び議論をする再議という制度があります。総務課長から先日、地方自治法の逐条解説のコピーをいろいろ私も勉強させていただきました。首長が再議を必要と認めた場合は、20日以内に公布しなくても違法とはならないという法解釈があります。ですから、この20日以内というのは再議を検討する期間であると考えますが、再議の手続もしないので、明らかにこれは地方自治法に違反しているのではないかと、そのように感じますが、この点についての御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　地方自治法の逐条解説等を見ると、その公布の期限の経過によって、町が条例の公布の義務を免れるものではないといった記述等があります。ここの部分につきましては、先ほど臼澤議員がおっしゃっていたとおり地方自治法での再議等の関係で、首長の拒否権が出るような場合という規定等々も照らし合わせた上での、地方自治法の制定にはなっております。そういったことで、町が交付義務を免れるものではないという記述等もあるので、そこについても顧問弁護士のほうにも相談したところ、20日の期限を経過したとしても、町が公布しなくてもいいという根拠というのも地方自治法にもない。なので、公布するべきだという回答等もいただいておりましたので、私どものほうは、そういった意見等も踏まえて公布手続をさせていただいたというものでございます。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　地方自治法にもないということを、新しいスタイルとして提案をしているわけですけれども、この件の処分方法は、何度も言いますが全国の自治体で注目している、注視している案件だと思います。条例が可決すれば、これからはどんな不

祥事が起きても、それがもう許される町になる、そういうふうに私は危惧しています。全国の自治体でも判例となるほど重大な事例だと私は思っています。ぜひ再考をお願いしたいと思っています。

以上、質問を終わります。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　今回条例を提案させていただくに当たっては、町民への利益不利益の分析等も踏まえて、憲法に抵触するかどうかといったところも検討した上で提案をさせていただいておりますので、今回の案件につきましては、条例改正をしたとしても憲法に反するものではないというふうに考えております。

なお、全てがやはり遡及適用できるかといったらば、やはり憲法への抵触というところを慎重に審議した上で判断する必要があると考えておりますので、今回提案させていただいている条例につきましては、第三者委員会等の答申にもあるとおり慎重に審議させていただいて、提案させていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君）　阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君）　この町条例の未公布の中に、国民健康保険税など町民に対して増税となる部分もありまして、それでこういう国民健康保険税など増税となるような、町民に対してどのような説明と理解を得ているのか、お尋ねいたします。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　今回の条例の未公布に係る経過、それから結果については、この議会終了後、11月になりますけれども、町民への住民説明会を11月23日に予定しておりますので、そのときに御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君）　阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君）　では、この条例制定、今遡及できる条例制定を提案、提出するのは早いんではないですか。町民の理解を得てから、さらに遡及できる条例を制定するように議会に提案すべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　今回の条例の未公布の案件につきましては、こういった未公布問題が発生したということについて、町の広報紙等で町民の方々にはお知らせをしておりますので、一定のこういった経過については町民の方々は存じ上げていると

いうふうに捉えております。

○議長（小松則明君）　阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君）　そういうふうに知らせはしても、町民からの意見聴取にはなっていないわけです、増税になった方々の。そういう面で、そこをしっかりと捉えて説明する、あるいは町民の意見に従う、そういう方向でなければならないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　結果的には改正した条例については、国保税についても増税が適用される町民の方がいらっしゃるというのも事実でございます。ただし、そういった制度につきましては応分負担ということもあって、広く町民の方々に対して制度を維持するために負担をいただいている税であるということを鑑みて、その辺の、今回条例を改正するに当たって、憲法に抵触するかどうかというところも判断をさせていただきました。そういった中で、やはり公共の福祉に適合する範囲でなされている条例であるのであれば、憲法には抵触しないという判断もございますので、その点について町民の皆様には理解をしていただけるよう説明申し上げたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君）　同僚議員の一般質問を受けて、いろいろ考えさせられました。そこでまずお聞きしますが、今回不備の部分の条例の制定ということですが、これは43の一つ一つの条例を一括した今回の議案になっています。一つ一つの議案を決定、これまでの定例会の中で一つ一つ条例の賛否を我々もしてきたわけですが、むしろ、この43の部分をなぜ一括にしたのかなというところが初歩的な疑問です。その部分まず教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　今回一括提案させていただいた理由でございますけれども、そもそも一括提案をしなければいけなくなった原因というのは、やはり私どものほうの公布手続の不備によるものでございます。したがいまして、条例の内容そのものについては、何ら変更等するものではございません。住民のサービスを提供するために必要な決まり事の部分については、何ら変更するところはございません。あくまでも公布手続の不備によって問題が起きているので、それを解消するために提案させていただ

いているというものでございますので、一括提案をさせていただいているというものでございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君）　今日もそうですが、根拠としては公共の福祉に属するとか、あるいは大きな不利益とならないというような答弁なわけですが、条例の機能というものを調べてみると、町村の内部管理に関するもの、そしてまた住民の権利義務に係るものということで、大きく分けて２つに分かれるんですね。私自身は、全てが駄目だよと言っているわけではありません。許容できる部分と許容できない部分があります。やはり住民の権利義務というところは、どうしてもこれはちょっと厳しいのかなというところを考えています。大きな不利益とならないという答弁ですが、それは行政側の考え方であって、一人一人の納税者にしてみれば、そういう答弁はやはり通用しないんじゃないかなと思っています。いずれ、私は全部が全部駄目なわけじゃないですが、今言った内部管理に関するものは、これはいいんじゃないかなと思う。ただ、権利義務に関しましては、やはりもうちょっと考えた中でやったほうがよかったのかなという思いを持っています。

以上です。

○議長（小松則明君）　答弁はよろしいですか。

○11番（東梅康悦君）　何かあったらお願いします。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　今回、条例を提案させていただくに当たりまして、今東梅康悦議員の質問にあったとおり、町民の方々の権利義務に影響する条例改正が含まれているという点がまずあります。そういったところは、やはり憲法にそもそも抵触するおそれがあるものかどうかというところの判断等も慎重にする必要があったので、やはりそこは専門の法律家である弁護士の先生であったりだとか専門家の方に相談して、今回の条例改正の提案をさせていただきました。確かに行政側目線で公平性が担保されるから改正するんだという指摘でございますけれども、そのとおりなんですけれども、私どものほうはやはり制度自体を運用していくに当たって必要な改正であると判断させていただいているものでございますので、御理解をいただきたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君）　阿部三平君。

○８番（阿部三平君）　お尋ねします。内容については変わらないということは、既にこれは議会を通ったものであるという認識でよろしいですか。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　今回提案させていただいている各条例につきましては、それぞれの議会で審議いただいて可決いただいて、各種事業等これまで進めさせていただいているものでございます。そういった議決をいただく段階での議会での判断というのは得られている条例ということでございます。ただし、今回は遡及適用が必要になってしまったので、そこを改正させていただきたいと考えておりまして、提案させていただいているというものでございます。

○議長（小松則明君）　阿部三平君。

○８番（阿部三平君）　分かりました。

それから、この間の先輩議員たちの一般質問の中で出てきております、また今の答弁の中でもありますが、金銭が絡む部分は令和２年度、令和３年度、既に決算は進んで承認されて通っていったということだと思いますが、あとさらにそうであるとすれば、令和４年度においての決算書の中にこの数字が反映されているということになるんだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　お答えします。

以前、前回というか条例を制定させていただいたときの内容で税の徴収等も行われておりますので、令和４年度決算のほうにも反映されているということになります。

○議長（小松則明君）　阿部三平君。

○８番（阿部三平君）　そうすれば、今回の遡及というのは文書的な問題であって、物理的には既にも物事は認められているというか認めたというか、動いていることは確かですよね。あとそれと、もしこれが議会に出て承認されるという前提かと、私の考えでは。ただ、これがもし承認されなかった場合は、さらに令和３年度、令和２年度と戻っていくというような、巻き戻しといいますか、そういったようなことにも関連づけられていくような気がします。また、そうでないかも分かりません、想像の範囲ですが。いずれこれは確かに公布というか公示というのが必要だということは、このとおり設計の中にもあります。ただし、これは何十年か前に、明確に私確認しておりませんが、今は広報があり、それから例えばネットがあり、様々な分野でこれは町民に周知されているもの

と思っての中で進めてきたのだと思います。そうでなければ、あそこの１か所だけであれば、これは誰が考えてもできないことだと思います。そんなことを考え合わせれば、物事正確を期すもの、あるいは誰にもあることですが、うっかり、あるいは文書でもそうですが、誤字があったり抜ける部分があったりの範囲のような気もします。これをいつまで引っ張っていくのかと。引っ張っていくのかというのは、最後は、いつかも申されるように司法の場だということですが、それほど私個人的には、差し替えで当局が申し上げすれば、何かそれでみんなが納得してくれるんではないかなと個人的には思います。ということは、個人的には自分がやってきた仕事の中で、大変な人、あるいは被災に遭っている人、溺れている人、簡単に言えばそうです。その人の手を引っ張るか、足を引っ張るか。そういったようなことにつながっていくんではないかと思います。私は、特別これが町を物理的に揺るがすような大きな問題にしていくのか、それともどこかで区切りをつけるのか。当局がその辺をどのように考えておりますか。お願いします。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　今回の条例の未公布の問題につきましては、来月住民説明会を開催して、いずれにしても説明会を開催して御理解をいただきたいというふうに考えておりますので、その場で町民の皆様には改めて説明して、御理解を申し上げたいと考えております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　一般質問から、去年からずっとこの問題は議会でも全協でも、いろいろやってまいりました。提案理由にもあるとおり、公布手続という言葉にありますけれども、公布手続の中の行政の事務処理の手続の不備ですよね。なので、結局第三者委員会の答申も、議会の議決に不備はないと。我々も議決していると。それが、公布するという事務処理手続を怠ったがために今回遡及させてくださいという話ですよね。なので、内容の審議もしなくて、単純に日付を、11月に公布したので条例にもいろいろ11月が中心ですけれども、そのようにしていただきたいと。そして、それを可決するということによって行政手続は正当性を持ちたいんだと、後づけではあるけどもというのが総務課長の答弁ですよね。

　しかしながら、第三者委員会の答申にもあったとおり、実際当局が訴えられたときに、それが法令違反になるかどうかについては司法の場の判断じゃないといけないと言われていますよね。ということは、我々は今この条例を可決にすると、後ほど司法の場に誰

か町民が訴えたときに、それが司法の判断で違反ですねとなったとき、我々は違反条例を制定したということになるんではないかなという危惧さえしております。もう今時間が経過して、訴える方も相談に来られる方もいないからいいということではなくて、それこそ事務処理とかいろんな経過とか、今後予想されるものを考えていったときに、可とすべきか否とすべきかといったときに、我々は今それを求められましたから。以前は、それはもう行政手続の範疇なので行政側で処理してくださいとお願いをしたんだけれども、実際提案があったので可否を問うているということになるんだと思いますけれども、どっちにしても、今申し述べたようなことが発生してくるように感じていますけれども、当局の見解はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　町長が手を挙げていますが、担当課は答えますか。町長のほうですか。じゃあ、総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　住民の皆さんからの訴訟の可能性であったりだとか、そういったところの部分になってくるんだと思います。これについては、この条例が改正されても改正されなくても、やはり第三者委員会の答申にあったとおり、可能性は全くないということはないと申し上げることはできるかなと思います。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　ですので、我々は議員の責務として可決をしています。それを遡及だけ認めて、遡及で日付をここに挿入して、これ認めてくださいというふうに今言われているんですけれども、果たしてこれはどうなんだろうという疑問しかないんですよね。行政手続の不備を後づけで日にちを差し替えて、ここで遡及させてくださいと。さっきから出ているとおり、事務はもう改正されているという前提の中でどんどんどんどん進んでいるわけですよ、もう２年半、３年たっているわけだから。だから、確かに不備は不備なんだけれども、不備を覆して２年半遡ってそれを認めるということになると、またそれはそれで議決としての問題が出てくるような気がします。

　なので、私はこれは賛成をしませんけれども、そういうような危惧さえしておりますので、いずれ事務処理の手続、議決の手続には不備はない、行政事務の手続の不備なので、これはやはり住民から例えば訴えられたり相談をされたり、いろんなことがあったら、それはそちらの範疇できちっと対応していただきたいというのが思いですが、何か見解があればお伺いいたします。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　まず今回、第三者委員会の答申、第三者委員会にどのような方法があるかといったところを諮問して答申を受けて、その答申の結果を受けて私どもは条例の改正のほうを提案させていただきました。顧問弁護士等にも、その前にも相談したことがあって、やはり条例の根拠がないというのはうまくないんだと。そこはやはり何かしら手続をもってやるべきだということ等の意見もありました。そういった２つの意見等も踏まえて改正のほうに判断をさせていただいて、今回提案をさせていただいているということでありますので、その辺も考慮していただきながら判断いただければと考えております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　十分に承知しています、ずっと議論していますから。しかしながら、もう１回言います。可決した条例が100％正確でないものを、私個人の見解ですよ、これを可決にするわけにいかないんじゃないかなと。普通条例というのは合っているじゃないですか。全部二重丸なんです、本来は。

○議長（小松則明君）　芳賀議員。

○12番（芳賀　潤君）　それは言わない、失礼しました。

本来、そういうものが条例制定の議案提案であるべきだなという感じがしておりますので、ちょっと個人的な見解を申し過ぎましたけれども、そのように私は捉えていますということを申し述べて終わります。

○議長（小松則明君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に反対討論から。菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　私は反対の立場から討論いたします。

これまで、議会全員協議会などで第三者委員会の答申内容についての説明を受けてまいりましたが、条例の遡及施行が、法的根拠がないままなぜ許されるのかという部分がやはり明確ではなく理解できないと、そのように感じております。本事案は、町民への利益不利益の判断に係るところが最も大きいと認識しておりますが、第三者委員会の答申内容によると、不備のあった条例規則の内容は町民に大きな不利益を与えるものではないとしながらも、やはり町条例に関しては慎重な検討を要するものとしております。私も本議案、条例の不備で最も問題と感じるのは、法的根拠がないまま本来施行されてもいない町条例に基づき、町民から国民健康保険税等、税徴収を続けた部分でございま

す。増税になった町民の方々１世帯当たり１万円から２万円の町税を徴収しておりますが、事務処理手数料が仮に発生するとしても、一旦町民に差し戻し、その上、改めて条例施行し、正常に戻した上で税徴収すべきと私は考えるところであります。

以上のことから、本議案、条例改正は安易にすべきではないと判断し、反対の立場から討論を申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松則明君）　賛成討論はありますか。反対討論。阿部俊作君。

○10番（阿部俊作君）　私は、日本国憲法第84条及び第98条、地方自治法第２条16項、17項、また地方自治法第14条２項を根拠に、未公布条例を遡及できる条例制定について反対いたします。

総務課長は、（削除）遡及できると一般質問で御答弁なさいましたが、（削除）。議会で決議した条例を、執行当局の怠慢により法的根拠を失った条例を、そのまま町民から町税を徴収しました。（削除）。この未公布条例は、議会で正当な議決によって条例を制定し、当局に渡したものであって、（削除）、民事の当事者である町民と当局の話合いで解決することが望ましいことで、議会でもう一度遡及できる条例を制定したのであれば、（削除）と言われても仕方のないことです。

まずは当局が、超過町税になった町民全てに経過と事実を町長自ら出向き説明して理解を求めるか、文書によって条例未公布問題を説明し、期間を置いて町民の理解と返事を待つことです。町民の理解や了承が得られたならば、議会に報告し、私は町民の厳粛な信託を受けた議員として、最高位の権威者の町民の了承を得たものとして、遡及できる条例の整合性を図る条例として反対するものでもありません。

また、書類作成、印刷、郵送に係る経費は、この問題に関わる町長以下、課長、担当者が報酬額の率に応じて負担すべきものと考えます。町長は自らの報酬を３か月分返納しましたが、それは罰であって、負担補償、補塡とは別物で、私は罰則は期間、補償は金額を中心に考えるものと思います。この問題に関する費用は町民には関係ないもので、公金から支出するものではありません。また、第三者委員会の設置費用は議会の調査研究に必要なものでもあって、正当な支出と考えております。

以上の理由から反対といたしました。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小松則明君）　そのほか討論、賛成討論は。

討論を終結いたします。

これより、議案第53号公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第５　議案第５４号　大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第５、議案第54号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君）　議案第54号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

具体的には、改正に伴い主務大臣が変更され、条例第25条厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものであります。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第54号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第６　議案第５５号　大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第６、議案第55号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小國晃也君）　議案第55号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

具体的には、改正に伴い主務大臣が変更され、条例第15条第１項第４号厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものであります。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第55号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第７　議案第５６号　大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第７、議案第56号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君）　議案第56号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

具体的には、第10条第３項第４号は、放課後児童支援員の基礎資格を明確化したものでございます。

次に、同条同項第10号は、放課後児童支援員の基礎資格が拡大されたことに伴い、規定を追加するものであります。

次に、附則第２条については、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の範囲が緩和されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第56号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休　　憩　　　　　　午前１０時５５分

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

再　　開　　　　　　午前１１時１０分

○議長（小松則明君）　再開いたします。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第８　議案第５７号　大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第８、議案第57号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。図書館長。

○文化活動交流施設所長（郷古　潔君）　議案第57号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページの改正する条例案を御覧願います。

この改正条例案は、改正前の附則「この条例は公布の日から施行する」を、改正後「この条例は公布の日（令和４年11月４日）から施行し、令和２年１月９日から適用する」と改め、図書館の指定管理者制度導入に不備のあった期間について、問題の解消を図るため、昨年10月の条例改正により加えました指定管理者による管理等の規定を、指定管理者の公募手続を開始した日である令和２年１月９日に遡及し、適用させる附則の改正を行おうとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第57号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第９　議案第５８号　町道の路線認定及び路線廃止について

○議長（小松則明君）　日程第９、議案第58号町道の路線認定及び路線廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　今回御審議いただく路線は、新たに認定する３路線と、廃止する３路線です。

別紙をお開きください。

新たに認定をお願いする３路線について御説明申し上げます。

路線番号、3310号。路線名、吉里吉里10号線。起点は大槌町吉里吉里２丁目204番８、終点は大槌町吉里吉里２丁目203番１です。

路線番号、4422号。路線名、新山４号線。起点は大槌町小鎚第１地割59番127、終点は大槌町小鎚第１地割59番38です。

路線番号、5003号。路線名、安渡臨海線。起点は大槌町安渡３丁目519番、終点は大槌町安渡３丁目519番です。

次に、全部廃止する路線について御説明申し上げます。

路線番号、113号。路線名、市街幹線。起点は大槌町大町533番、終点は大槌町須賀町107番４です。

路線番号、4422号。路線名、新山４号線。起点は大槌町小鎚第１地割59番127、終点は大槌町小鎚第１地割59番38です。

路線番号、5003号。路線名、安渡臨海線。起点は大槌町安渡３丁目519番、終点は大槌町安渡３丁目519番です。

位置につきましては、認定路線図、廃止路線図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第58号町道の路線認定及び路線廃止についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――――――――

日程第１０　議案第５９号　令和５年度大槌町一般会計補正予算（第６号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第10、議案第59号令和５年度大槌町一般会計補正予算（第６

号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　議案第59号令和５年度大槌町一般会計補正予算（第６号）を定めることについて御説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算補正。

歳入。

９款１項地方特例交付金、補正額136万3,000円の減は、今年度の交付金額決定によるものであります。

10款１項地方交付税、補正額9,136万1,000円の増は、今年度の普通地方交付税額の決定によるものであります。

14款国庫支出金１項国庫負担金、補正額24万7,000円の増は、障害児入所給付費等負担金であります。２項国庫補助金、補正額924万円の増は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等であります。

15款県支出金１項県負担金、補正額12万3,000円の増は、障害児入所給付費等負担金であります。２項県補助金、補正額382万2,000円の減は、クリーンエネルギー導入支援事業費補助金の減等であります。

17款１項寄附金、補正額１億円の増は、ふるさと納税寄附金であります。

18款繰入金１項特別会計繰入金、補正額3,076万7,000円の増は、介護保険特別会計繰入金等であります。２項基金繰入金、補正額１億9,648万8,000円の減は、役場庁舎防水改修工事の財源を公共施設等適正管理推進事業債へ組替えによる大槌町公共施設等総合管理基金の減等であります。

19款１項繰越金、補正額6,968万8,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入４項雑入、補正額1,149万2,000円の増は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金であります。

21款１項町債、補正額１億4,047万8,000円の増は、公共施設等適正管理推進事業債等の増及び臨時財政対策債の発行額の減によるものであります。

２ページをお願いいたします。

歳出。

２款総務費１項総務管理費、補正額１億5,217万2,000円の増は、ふるさと納税寄附積立金及びふるさと納税特産品贈呈事業の委託料等であります。２項徴税費、補正額651万7,000円の増は、人事異動に伴う人件費であります。３項戸籍住民基本台帳費、補正額953万円の増は、人事異動に伴う人件費であります。４項選挙費、補正額890万7,000円の増は、人事異動に伴う人件費であります。

３款民生費１項社会福祉費、補正額2,255万9,000円の増は、人事異動に伴う人件費、障害者自立支援給付費国庫及び県費返還金等であります。２項児童福祉費、補正額2,133万9,000円の増は、いわて子育て応援在宅育児支援金、子育て世帯生活支援特別給付金、前年度事業清算に伴う国庫県費返還金等であります。

４款衛生費１項保健衛生費、補正額462万3,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金等であります。２項清掃費、補正額605万9,000円の増は、最終処分場水処理施設配電盤等修繕費等であります。

６款農林水産業費１項農業費、補正額454万1,000円の減は、人事異動に伴う人件費等であります。２項林業費、補正額1,358万3,000円の増は、福幸きらり商店街跡地多目的広場に町産木材でバス停留所を設置する町産木材普及啓発事業及び林道城山２号線緊急自然災害防止対策工事であります。３項水産業費、補正額156万3,000円の増は、大槌型海業振興に向けた事業実施調査業務委託料等であります。

７款１項商工費、補正額2,006万3,000円の増は、エネルギー原油高騰対策支援金等であります。

８款土木費１項土木管理費、補正額2,352万8,000円の減は、人事異動に伴う人件費等であります。２項道路橋梁費、補正額697万1,000円の増は、町道等維持管理修繕業務委託料等であります。４項都市計画費、補正額297万9,000円の増は、御社地公園立水栓設置工事等であります。

９款１項消防費、補正額453万1,000円の増は、消防団第４分団第１部・第２部消防屯所設計業務委託料等であります。

10款教育費１項教育総務費、補正額1,433万3,000円の減は、人事異動に伴う人件費等であります。３項中学校費、補正額850万円の減は、県のクリーンエネルギー導入支援事業が不採択となったことから、吉里吉里中学校屋内運動場照明ＬＥＤ化改修工事を減とするものであります。

３ページをお願いいたします。

４項義務教育学校費、補正額269万2,000円の増は、大槌学園ロータリーパーキングブロック修繕工事等であります。５項社会教育費、補正額687万円の増は、人事異動に伴う人件費等であります。６項保健体育費、補正額589万8,000円の増は、学校給食センター外気処理空調機圧縮機交換修繕料等であります。

11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費、補正額577万1,000円の増は、町道大槌テレビ局線路面補修工事及び町道不動滝線路面補修工事であります。

４ページをお願いいたします。

第２表債務負担行為補正、追加。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

斎場運営維持管理業務委託料。令和６年度から令和８年度まで。3,600万円。

今回の債務負担行為補正は、当該業務委託が令和６年３月末で契約満了となるため、令和５年度中に業者選定するための補正であります。

５ページをお願いいたします。

第３表地方債補正、追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

役場庁舎防水改修事業２億2,320万円。

三陸鉄道運行支援事業680万円。

一般単独災害復旧事業2,370万円。

６ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

緊急自然災害防止対策事業（農林）930万円、1,960万円。

消防団拠点施設整備事業400万円、800万円。

臨時財政対策債１億5,000万円、2,247万8,000円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億5,172万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億4,825万5,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

４ページをお開きください。

第２表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

５ページ、第３表地方債補正、追加。進行いたします。

６ページ、変更。進行いたします。

９ページをお開きください。

歳入。

９款地方特例交付金１項地方特例交付金。進行いたします。

10款地方交付税１項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金１項国庫負担金。進行いたします。

２項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金１項県負担金。進行いたします。

２項県補助金。進行いたします。

10ページ上段までです。進行いたします。

17款寄附金１項寄附金。進行いたします。

18款繰入金１項特別会計繰入金。進行いたします。

２項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金１項繰越金。進行いたします。

20款諸収入４項雑入。進行いたします。

21款町債１項町債。歳入を終わります。

12ページ、歳出に入ります。

２款総務費１項総務管理費。菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　企画費の三陸鉄道株式会社に対する運行支援に係る沿線市町村負担金のところで伺います。

これ、681万9,000円なんですけれども、報道によると、三陸鉄道、９月に今年度決算の経常損益が約７億2,000万円と過去最大の赤字になり、運賃収入は観光利用などで増加傾向の一方で、設備修繕費や、また燃料費高騰が負担になったということでございます。続けて報道では、老朽化した車両の修繕費などがかさんで、経常費用は前年同期4.2%増の約３億8,000万円となり、さらに人件費も上がる見通しとなっているとしております。この人件費についてなんですけれども、過去最大の赤字となる中、人件費を削減するでもなく、また、この上げる理由等を仮に御存じであれば御提示願いたいと思う

んですが。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君)　お答えいたします。

人件費上げる、上げないについては、三陸鉄道株式会社の中で決めるものだと認識しております。その中で、そういう提案というか、担当課長会議の中では議論になったことはあります。それについては、やはり人材の確保、これは三陸鉄道に限らず公共のバスとかドライバーの確保、社員の人材の確保が今後課題となるという内容の中で、その中で人材確保するに当たっては、やはりそういう待遇面などの見直しも必要だという議論はなされております。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　分かりました。

人材の確保ということで、それと昨年、三陸鉄道、震災後に整備された三陸沿岸を走るバスと組み合わせた企画列車、この沿線の食などを体験してもらって集客につなげたいとしておりましたけれども、実際これ効果があったんでしょうか。どのように伝え聞いておりますか。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君)　沿線市町村の構成する担当課長会議の中で、三陸鉄道株式会社のほうからいろいろ説明があります。やはり今回、去年というより今年度に対しての説明というものが主になってきましたので、５類に移行しての観光客というものがだんだん戻りつつあるという中で、あとは企画列車、主にであればＮＨＫの再放送であったあまちゃんの列車であったり、そういう企画列車等についてはだんだんと、そういうものもＰＲしながら、今後も観光客誘致に取り組んでいきたいという内容説明は受けております。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　分かりました。

最後に、３回目でございます。沿岸市町村で、この三陸鉄道の運営費を助成して支えているわけなんですけれども、三鉄が幾らシンボリックな存在であるとはいえ、やはりその地域を挙げて支えなければならないものというふうに思っているんです。そこで、町長はじめ職員の方々、三鉄利用というのはどうでしょうか。私は年に数回利用するんですけれども、どうです企画財政課長、御利用なさっていますか。それから町長も、続

けて伺います。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君)　お答えいたします。

三陸鉄道が大槌駅開通してから、大変申し訳ありません、私２回ほど使わせていただいております。ここ３年間は乗っていないのが現状です。申し訳ありません。

○議長（小松則明君）　町長。

○町長（平野公三君）　私は今年、去年あたりで４回使っております。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　すみません、私も関連して三鉄の運行支援に関してお尋ねしますが、この新型コロナウイルス感染症の影響によってかなり減収になっているという、厳しい経営環境が続いているということですけれども、今回予算要求をしている681万9,000円ですか、これの大槌町に対する案分率は何％ぐらいでしょうか。岩手県が半分、それから沿線市町村が２分の１。この沿線市町村の２分の１には、財政力とか人口とか駅の数によって案分されているということを聞いているんですけれども、大槌町に対する案分率は何％ぐらいなんでしょうか。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君)　お答えいたします。

7.6％であります。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　ありがとうございます。

実は私も、宮古、山田に年何回か行くわけですけれども、そのときに三鉄を利用して行きます。町独自としてこの利用促進運動、独自でですね。今、財政課長が三陸鉄道全体でのイベントのＰＲ活動をおただししたんですが、町独自としてどういう促進運動をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君)　お答えいたします。

今年度の促進運動でありますが、大槌サーモン祭りがあった際に、町民が乗るというよりはよそからイベントに迎え入れるということで、三陸鉄道を利用して来た方に対して、サーモンの商品の無償引換券を先着50名ということで実施しております。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　ありがとうございます。

積極的に運動されて、三陸鉄道並びに大槌町がすばらしい町、皆さんに愛される町になるように努めてください。

３回目ですので、主要施策の成果に関する説明書にも目を通したんですけれども、新型コロナウイルス感染症で利用料金が大幅に減少しているとの御説明がありました。新型コロナウイルスの感染拡大によって、御存じのように地域経済が大変ダメージを受けているので、これで地方創生臨時交付金の活用も検討してはどうかと思うんですが、これ、沿線市町村でこの地方創生臨時交付金の活用について協議したことはあるんでしょうか。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君)　お答えいたします。

地方創生臨時交付金は、この内容であれば該当する内容となっております。沿線市町村の中でも、やはりこの交付のあれが４月か５月だったと思いますが、私たちも６月補正に臨時交付金を使いましていろんな事業を行っております。その枠については、ほぼ使い切っているというような状況がありまして、他市町村も同様な状況と聞いております。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君）　ふるさと納税のことでお尋ねしますが、先般、国の方針が新聞紙上に載っかったわけですが、まず当町は該当しないと思うんですが、返礼品やその他もろもろの手数料を含めた部分を50％までという厳格な国の方針が示されました。当町は影響ないと思うんですが、改めてその部分につきまして実情を教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君）　産業振興課長。

○産業振興課長(岡本克美君)　お答えいたします。

本年10月より総務省の制度改正がございまして、今まで返礼品については、例えば熟成肉は外国から輸入してちょっと寝かせて、それを特産品にする。あとは他産地のお米を精米だけこっちでして、それを特産品にするというのが、まずちょっと駄目になりました。当町にはそういった禁止の項目品はございません。あとは経費の部分でございますが、本来、寄附金の50％まで経費に充てていいということでございました。当町では、実質的には47％程度でございましたのでまだまだ余裕がございました。当町につきまし

ては、10月以降も商品構成や商品価格は今のところ変える予定はございません。ですが、来年度以降いろいろ、昨今の物価高騰等もございますので、ちょっと見直しは図らなければならないかなというふうには考えてございますが、いずれにせよ、寄附者の皆様に御理解いただけるように御説明してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君）　進行いたします。

２項徴税費。進行いたします。

３項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

４項選挙費。進行いたします。

３款民生費１項社会福祉費、14ページ中段まで。進行いたします。

２項児童福祉費、15ページ中段まで。進行いたします。

４款衛生費１項保健衛生費、16ページ上段まで。進行いたします。

２項清掃費。臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　すみません、このじんかい処理費の修繕料474万8,000円ですか、この内容をちょっと御説明していただければありがたいです。

○議長（小松則明君）　町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長(小笠原純一君)　お答えいたします。

今回の修繕料474万8,000円については、最終処分場にあります水処理施設の設備の修繕ということで、具体的には調整槽の水位系でありますとか流量計本体、あるいは汚水計量槽の流量計の交換修繕であります。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　何でこういう質問するかというと、何分あそこ新しい施設なので、もう既に修繕しなきゃならない、そういう羽目になったのかなとちょっと心配して質問いたしました。あと、去年の４月１日にプラスチックに係る資源循環促進法、いわゆるプラ新法がスタートしたんですけれども、大槌町も積極的に取り組んでほしいと思っていますが、これに対するコメントがあればおただししたいと思います。

○議長（小松則明君）　町民課長。

○町民課長リサイクルセンター長(小笠原純一君)　お答えいたします。

ただいま質問ありましたプラスチックに関しましては、現在大槌町においてはプラスチック関連であればペットボトル及び包装プラのほう行っております。議員の質問にありますとおり製品プラに関しましては、現在県レベルでの調整を行っております。具体

的には、県内のほうで製品プラを取り扱う業者を県レベルで育成をしようという動きがございまして、それの対応予定といたしましては２年ないし３年後、県のほうでは進めていきたいと考えられております。

また、それ以外においては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のほうに委託をすることも可能ではあるんですが、その場合には、梱包した際の包装プラと製品プラの比率を計測しなきゃならないというふうな、作業の量が増えるということがまず一つ。あと、現在の設備における圧縮の機械が、そういった製品プラを圧縮するスペックに至らないというところもありますし、ヤードの確保、これら３つの要件をクリアしなきゃないということで、アウトプットを確立することもさることながら、我々のほうの受入れ先の準備を整えていく必要があろうかと思っておりますので、実際的に分別化に向けた取組を継続して進めていきたいなと、このように考えております。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　積極的に取り組んでほしいと思っています。なぜこういう質問するかというと、御承知のように2050年には、プラスチックをはじめとする海洋ごみの量が魚の量より多くなると、そのように言われております。海洋プラスチック等に環境汚染の問題がもう世界的な課題となっておりますので、ぜひ大槌町も積極的に大槌オリジナルのＰＲ活動をしてほしいと、そして削減に努めてほしいと願っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（小松則明君）　進行いたします。

６款農林水産業費１項農業費。進行いたします。

２項林業費。進行いたします。

３項水産業費。進行いたします。

７款商工費１項商工費、18ページ上段まで。進行いたします。

８款土木費１項土木管理費。進行いたします。

２項道路橋梁費。進行いたします。

４項都市計画費。進行いたします。

９款消防費１項消防費。進行いたします。

10款教育費１項教育総務費。進行いたします。

３項中学校費。芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　工事請負費のマイナス850万、歳入のほうで県の補助金が500万減額になって、理由が、照明直したいんだけれども不採択になったというようなことでした。不採択になった理由。あとはそれを放置はできないと思うので、その代替案について説明願います。

○議長（小松則明君）　学務課長。

○学務課長（吉田　智君）　不採択になった理由でございますけれども、本町でほかの補助金を活用させていただいて直していたものがございまして、結局大槌町に連続して今年度も採択というわけにいかないというのをちょっと聞いておりました。それが不採択の理由ということで聞いております。あと、吉里吉里中学校の体育館ですが、照明のほうはやはり直していきたいなというふうに考えておりましたので、教育部局等で相談させていただいて検討してまいりたいなと思っております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　本来であれば県の補助金と、助成金でもいいんでしょうけれども、使いながら修繕していくのが一番町の経費がかからない。しかしながら、当町でこういう事案がいっぱいあるので、今回は駄目になったんだけれども、じゃあ来年度また同じように要求すれば成り立つのか、あえて本当に３か月も早くして、ここでこの金を単費で出すのかというのもちょっと乱暴な、子供たちには申し訳ないけれども、ちょっと１年待ってくれというような話のレベルなのか、そこら辺についていかがですか。

○議長（小松則明君）　学務課長。

○学務課長（吉田　智君）　できれば来年度もこの補助金を申請させていただきたいなと思っておりました。ただ、ちょっと難しいようであればまた別の方法も考えて、できるだけ早く子供たちのために体育館の照明を改善していきたいなと思っております。

○議長（小松則明君）　進行いたします。

20ページ。

４項義務教育学校費。進行いたします。

５項社会教育費。進行いたします。

６項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費。歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第59号令和５年度大槌町一般会計補正予算（第６号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第１１　議案第６０号　令和５年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第11、議案第60号令和５年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長リサイクルセンター長（小笠原純一君）　議案第60号令和５年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めることについてを御説明いたします。

補正予算書の１ページをお開きください。

今回の補正予算は、本年度事業の実績見込みに伴う補正額の計上が主な内容であります。

第１表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

５款県支出金２項県補助金、補正額2,203万5,000円の増は、保険給付費交付金の今年度実績見込みによる増であります。

２ページをお開き願います。

歳出。

２款保険給付費２項高額療養費、補正額2,203万5,000円の増は、給付費の今年度実績見込みに伴う増であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,203万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,109万1,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

５ページをお開きください。

歳入。

５款県支出金２項県補助金。進行いたします。

６ページ、歳出に入ります。

２款保険給付金２項高額療養費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第60号令和５年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時10分まで休憩いたします。

休　　憩　　午前１１時５１分

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

再　　開　　午後　１時１０分

○議長（小松則明君）　再開いたします。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（小松則明君）　阿部俊作君。俊作議員、暫時お待ちください。

では、俊作議員、自席にて発言を許します。

○10番（阿部俊作君）　ありがとうございます。

先ほどの議案第53号公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定についてでの私の反対討論の中で、刑事事件、詐欺罪、金品の徴収、民事事件、議会が犯罪に加担したなどの発言について、不適切な文言でありましたので、大槌町議会会議規則第64条の規定によりその発言の文言を取り消し、議事録からの削除をお願いいたします。このたびは大変、誠に申し訳ありませんでした。

○議長（小松則明君）　ただいま、先ほどの議案第53号公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定についてにおける阿部俊作君の討論での発言について、会議規則第64条の規定によりお手元に配りました発言取消しの申出書のとおり、記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君）　御異議なしと認め、したがって阿部俊作君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

では、議案に移ります。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第１２　議案第６１号　令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第２号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第12、議案第61号令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第２号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君）　議案第61号令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第２号）を定めることについて御説明いたします。

補正予算書の１ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算補正、歳入。

１款保険料１項介護保険料、補正額3,000円の減は、包括的支援事業費の減によるものであります。

３款国庫支出金２項国庫補助金、補正額５万7,000円の減は、包括的支援事業費の減によるものであります。

４款１項支払基金交付金、補正額19万4,000円の増は、一般介護予防事業費の増によるものであります。

５款県支出金３項県補助金、補正額３万7,000円の減は、包括的支援事業費の減によるものであります。

７款繰入金１項一般会計繰入金、補正額19万5,000円の増は、介護予防支援事業費の増によるものであります。

８款１項繰越金、補正額6,942万8,000円の増は、前年度介護保険事業の精算による繰越金の増であります。

２ページをお開きください。

歳出。

４款地域支援事業費２項一般介護予防事業費、補正額72万円の増は、人件費の増によるものであります。３項包括的支援事業・任意事業費、補正額66万円の減は、人件費の

減によるものであります。

５款１項介護予防支援事業費、補正額23万2,000円の増は、人件費の増によるものであります。

６款１項基金積立金、補正額1,538万8,000円の増は、令和４年度の精算に伴う剰余分を介護保険給付費準備基金に積み立てるものであります。

８款諸支出金１項償還金及び還付加算金、補正額2,344万1,000円の増は、令和４年度の精算に伴う国庫及び県への返還金であります。３項繰出金、補正額3,059万9,000円の増は、令和４年度の精算に伴う一般会計の繰出金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,972万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,326万2,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

５ページをお開きください。

歳入。

１款保険料１項介護保険料。進行いたします。

３款国庫支出金２項国庫補助金。

４款支払基金交付金１項支払基金交付金。進行いたします。

５款県支出金３項県補助金。進行いたします。

６ページに移ります。

７款繰入金１項一般会計繰入金。進行いたします。

８款繰越金１項繰越金。歳入を終わります。

７ページに移ります。

歳出。

４款地域支援事業費２項一般介護予防事業費。進行いたします。

３項包括的支援事業・任意事業費。進行いたします。

５款介護予防支援事業費１項介護予防支援事業費。進行いたします。

６款基金積立金１項基金積立金。進行いたします。

８款諸支出金１項償還金及び還付加算金。進行いたします。

３項繰出金。歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第61号令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第２号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第１３　議案第６２号　令和５年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第13、議案第62号令和５年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君）　議案第62号令和５年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を定めることについて御説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開きください。

今回の補正予算は、前年度事業の確定に伴う補正額の計上が主な内容であります。

第１表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

６款１項繰越金、補正額115万6,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

２ページをお開き願います。

歳出。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額98万8,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度繰越金を計上するものであります。

３款諸支出金２項繰出金、補正額16万8,000円の増は、前年度事務費繰越金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億3,518万4,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

５ページをお開きください。

歳入。

６款繰越金１項繰越金。進行いたします。

６ページ、歳出に入ります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１項後期高齢者医療広域連合納付金。進行いたします。

３款諸支出金２項繰出金。歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第62号令和５年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

日程第１４　議案第６３号　令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第１号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第14、議案第63号令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第１号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君）　議案第63号令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第１号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書１ページを御覧願います。

第１条、令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。第２条、令和５年度大槌町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款水道事業収益、補正予定額1,146万円の増、計３億1,301万1,000円。

第１項営業収益、補正予定額4,247万2,000円の減は、主に水道基本料金免除による給

水料の減額であります。

第２項営業外収益、補正予定額5,393万2,000円の増は、主に水道基本料金免除による他会計補助金の増額であります。

支出。

第１款水道事業費用、補正予定額169万9,000円の増、計３億5,987万1,000円。

第１項営業費用、補正予定額、169万9,000円の増は、主に人事異動に伴う人件費の増額であります。

第３条、予算第４条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億550万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,129万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,726万3,000円、過年度分損益勘定留保資金6,694万5,000円で補塡するものとする。」に改める。こちらは、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金の精査結果により改めるものとなっております。

第４条、予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「3,674万8,000円」を「3,791万9,000円」に改める。

第５条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額「4,323万7,000円」を「8,623万7,000円」に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

３ページをお開きください。

令和５年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、３ページ、４ページまで。進行いたします。

５ページに入ります。

令和５年度大槌町水道事業会計予定損益計算書、５ページ、６ページ全部です。進行いたします。

７ページ、令和５年度大槌町水道事業予定貸借対照表、８ページ中段まで。進行いたします。

負債の部、９ページ上段まで。

資本の部。進行いたします。

10ページに入ります。

収益的収入及び支出。

１款水道事業収益１項営業収益。進行いたします。

２項営業外収益。進行いたします。

11ページ、１項営業費用、12ページ上段まで。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第63号令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第１号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――――――

日程第１５　発議案第３号　議会広報特別委員会の設置について

○議長（小松則明君）　日程第15、発議案第３号議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。佐々木慶一君の御登壇を願います。

○６番（佐々木慶一君）　発議案第３号議会広報特別委員会の設置について。

本議案を別紙のとおり大槌町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出いたします。

次のページをお願いいたします。

議会広報特別委員会の設置について、次のとおり大槌町議会に議会広報特別委員会を設置するものとする。

１、名称。議会広報特別委員会。

２、設置の根拠。地方自治法第109条第４項及び大槌町議会委員会条例第５条。

３、目的。大槌町議会の広報に係る基本的事項を協議または調整し、その円滑な推進を図り、議会の活動を広く町民に周知するとともに、町民の議会及び町政に対する理解と関心を高めるため、議会だよりの編集をはじめ議会広報活動の調査・研究を行うことを目的とする。

調査研究項目。

（１）おおつち議会だよりの企画・編集に関する事項。

（２）議会の広報に関する事項（本会議映像のインターネット配信・ホームページ掲載等）。

（３）その他、議会の広報に関し、議会が必要と認める事項。

４、委員定数。６名以内。

５、期間。議決の日から議員任期満了までとする。なお、当該委員会は閉会中も調査を行うことができるものとする。

６、委員の任期。委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

７、委員の氏名。東梅康悦君、阿部俊作君、澤山美恵子君、臼澤良一君、菊池忠彦君、山﨑　充君。

提案理由を申し上げます。議会活動に関する情報を町民に広く分かりやすく提供し、議会及び町政に対する理解と関心を深めるための調査・研究及び議会だよりの企画・編集やインターネット配信等、議会広報の充実を図るため、議会広報特別委員会を設置しようとするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君）　御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

これより、発議案第３号議会広報特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第１６　認定第１号　令和４年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１７　認定第２号　令和４年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１８　認定第３号　令和４年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１９　認定第４号　令和４年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第２０　認定第５号　令和４年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第２１　認定第６号　令和４年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君）　日程第16、認定第１号令和４年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第６号令和４年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、決算６件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算６件の審査につきましては、大槌町議会委員会条例第５条の規定により議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君）　御異議なしと認めます。よって、決算６件の審査については議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君）　御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第９条第２項の規定により年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散　会　　午後１時３４分